

左翼学生の転向と復学——東京帝国大学における事例——

桑 尾 光 太 郎

はじめに

昭和戦前期における治安維持法を軸とする共産主義運動の弾圧は、一九三〇年代にはいって「転向」誘導策を積極的に取り入れ大きな成果を挙げた。よく知られるように、一九三三（昭和八）年六月に公表された佐野学・鍋山貞親の声明「共同被告に告ぐる書」は、共産主義者の大量転向を呼び起こし運動を崩壊に導いた。日本共産党や共青（共産青年同盟）・全協（日本労働組合全国協議会）・日本プロレタリア文化聯盟（コップ）といった運動組織は、大打撃を受けたのである。

その一方で、転向者＝元思想犯の大量発生により、彼らの「更生」および社会復帰が課題として浮上した。転向者は一旦「アカ」の前科を背負った以上、運動から離脱し思想を抛棄したとしても、安定した職業や生活の確保あるいは学校への復帰がむずかしかった。転向者の生活の不安定は、再転向——あらたな形での共産主義運動への復帰——を招くおそれがあり、取り締まる側とすれば、是非とも

転向者の社会復帰を促進することによって転向を完成させなければならなかつた。転向誘導の基本的な考え方とは、共産主義への傾倒は一時の迷いであり、転向とはその迷いから醒めて日本人としての本然の姿に戻ることである、というものであつた。そのことを証明するためにも、転向者を単なる運動からの離脱者にとどめず、保護や監視を重ねて「日本精神を得て実践躬行の域に到達せる」⁽¹⁾段階にまで導くことが目標とされた。それは転向者の立場からすれば、拘留や受刑、あるいは退学・解雇といった処分がなされた後においても、「保護」という名目の圧力や監視が継続されることに他ならなかつた。

戦前期における共産主義運動に、学生や青年知識人層からの参加者が多かつたことは周知の通りである。本稿では、高等教育機関のなかで治安維持法違反容疑による最も多くの検挙者・起訴者を出した東京帝国大学において、処分を受けた学生がどのような手続きを経て復学していくかを検証する。そして、転向から復学に至る道

筋を作った、学生課をはじめとする学校当局や転向者受け入れ団体が、どのような意図をもつて対処していたのか、さらに他ならぬ転向し復学した学生が、何を考えていたのかをみていくことにす る。

一 滝川事件関係者の処分

東京帝国大学学生課「昭和八年中に於ける本学内の学生思想運動の概況」は、その冒頭に「本学内左翼組織は一般的に見て前年よりも更に一層頗る勢になつたと言ひ得る。其内でも之を大別すれば六月二十一日学生大会を境に、前年よりも後半は著しく衰微の姿をして居つて九月以降の活動は殆んど見るべきものがない」と記し、取締の進展に自信を示した。翌年版の冒頭にも、「昭和九年中の本学に於ける左翼思想運動は、之を概評すれば、實に秋風落日の景況であつた」と記されている。

とはいゝ一九三三年度に検挙された東大生の数は、滝川幸辰京大教授処分問題に対する抗議運動の昂揚を反映して戦前最高の二〇二名に達し、事件の当事者であつた京大での検挙者五四名を大きく上回つた⁽³⁾。とくに六月二一日には、美濃部達吉教授の憲法の講義中に学生が講義の中止を申し出て法学部の学生大会が開催され、それは法・文・経済学部連合の学生大会に移行した。大会終了後、教室を包囲した警官隊と学生との衝突のなかで四名が検挙された。警察と学生課は、抗議運動において共青メンバーが指導的役割を果たしているとして、検挙された学生は同年五月から一〇月にかけて一

○七名にのぼつた⁽³⁾。東大評議会は滝川事件に関連して検挙・拘留された学生に対し、一〇月三一日、期間を定めない無期停学九名・本学年間停学八名の処分を決定したのを皮切りに、あわせて無期停学二三名・本学年間停学二〇名の処分を三三年度中に決定した。同日の処分について、竹内良三郎学生課長は次のように見通しを述べている。

学生課としては左翼に關係ある学生なら年中調べてゐるわけだから今回のも特に滝川教授問題による処分とはいへないわけである。たゞ学内の左翼分子が滝川教授事件を絶好の機会としてつかんで活動しそのため学内左翼の全貌が明かとなつてかかる大量処分となつたことは否めない。処分者はいづれも改しゆんの情が明かで自ら進んで処分を願つたものもあり、無期停学を受けた九名も大体本学年間位の停学で停学を解かれるものと思ふ。⁽⁴⁾

学生課長の任にあつた竹内良三郎（一八九一～一九八四）は、東京帝大法科大学政治学科を卒業後、一九二〇（大正九）年に第五高等学校教授に就任し、法制・経済を担当するとともに生徒監兼舍監に任命された。一九二七（昭和二）年、農学部助教授として東京帝大に着任し、翌二八年に学生主事を兼任、二九年の学生課設置にともない学生課長に任命された。四〇年九月に病気のため東大を退官し、大日本航空機技術協会常務理事などを経て敗戦後は大分経済専門学校・埼玉師範学校・第五高等学校の校長を歴任した。一九四九

年に開設された新制信州大学教授に就任して初代文理学部長となり、五七年の定年退官後は松商学園短期大学教授・同学長をつとめた。(5)

一九三三年から翌三四四年度にかけて、評議会は二八名の学生を無期停学処分に付したが、そのうち二七名が三六年までに再び評議会において停学を解除された。本学年間停学者は、年度が改まるごとに処分を解かれたようである。停学となつた学生の多くは、検挙されてから拘留期間中に転向を上申し、釈放のうえ起訴猶予あるいは起訴留保（起訴・不起訴の決定をおこなわず、被疑者の改悛の程度によって後に処分を決定すること）といった司法処分を受けていた。学生課は学生との面談を重ね、停学の期間や解除についての判断をおこなつており、当時学生主事であった石井勇は、後年次のように証言している。

無期停学といつてもそれは不定期停学で、ほんとうに治つてこ

ないのに三か月なら三か月たつたら、そこで自動的に解かれてしまふので意味をなさない。それでピシャッと停学に処して、われわれはしおつちゅう呼び出して、話し合いを何回も重ねていきますから、横の友人関係もわかるし、また次の連中の話からいろいろ出てきます。そういうものをじつと見ておつて、これは会つてみた調子から気持が変わつておるし、ほかからもちつとも出てこないということになると、もうあれは早く解いてやろうじゃないですかといふようなことをいう。(6)

思想事件を起こした学生は学生課の応接室を使って一人に三時間も四時間も話し込んで、考えを聞いてやるし、今日は忙しいからやめておこうかとか、「おれの家へこい」とか言つて、貧乏世帯ですから女房、女中の手料理で、また男の学生ですから僕と一緒に風呂に入りながらも話をしました。(7)

二 退学学生の復学

一九三四年に入つて、滝川事件関係者の処分に一段落がついた頃から、東大当局は過去に思想事件によつて退学した学生の復学に取り組み始めた。文部省でも思想「善導」の見地から、「思想的転向の情頭著な者に対し復校を許可することは非常に結構でそれによりて本人の将来もあるかるくなり救はれるわけだ（中略）学校での復校許可は別に文部省の諒解がなくとも学校長の権限内で出来る」（阿原謙蔵学生課長）(8)との見解を示し、転向学生の復学・復校を推奨していた。

思想事件に関係し退学や除籍となつた大学生が再入学を許可された事例は、一九三一年三月に東京帝大で三名の復学が許可されたケースが管見の限りでは早い。(9)ついで三三年五月、大阪商科大学で前年三月に諭旨退学処分を受けた学生四名が、「改悛の情頭著」により再入学を許可された。(10)さらに同年九月から一〇月にかけて、後述するように国民精神文化研究所の研究生三名が、それぞれの出身校への復学・復校を認められた。

思想事件に關係して退学となつた学生の数は、その学校の内部資

料が発見されない限り正確な把握が難しい。そうした学生は命退学や諭旨退学ではなく、形式上は依願退学や授業料未納による除籍として処理される場合が多いからである¹¹⁾。停学・訓戒などの学内处分は、検挙後に起訴・起訴猶予・起訴留保といった司法処分が決定した後に行われ、起訴された者は依願退学あるいは授業料未納による除籍として処理された。起訴された者は公判において懲役刑を言い渡され、学生には大抵の場合執行猶予が付けられることから、判決後に下獄する者はほとんどなかつた。

一九三四年二月二〇日の評議会では、滝川事件に関連して検挙された共青加盟学生六名の停学処分が決定されると共に、学内での思想事件に関与して一九三〇年から翌年に命退学あるいは諭旨退学の処分を受けた元法学部学生三名の再入学が許可決定された。この措置について、竹内学生課長は次のように述べている。

以前にも左翼関係などで処分され再入学を許可したことがあつてその結果が非常によかつたし大体が大学で処分するのは決して一般に裁判所などでの判決とは意味が異つてゐるのだから再入学を許可しても大丈夫といふだけに改心の情さえ見えれば出来るだけ復校させるのがあたりまへであらうから今回の再入学許可といふことになつたのであるが私もその結果のよいことを期待してゐる、二名ともこの四月から登校を許される筈である¹²⁾。

なお、この評議会では審議に関連して出席委員（宇野哲人文学部

長）より、「執行猶予中ノ者再入学ヲ希望スル場合之ヲ許可セラルヤ否ヤニ就キ」非公式の質問がおこなわれた。これに対して末弘嚴太郎委員（法学部長）から、「特別ノ身分ノモノ（官吏等）ニ非ズ単ニ学生トシテナラバ本人ノ状況ノ如何即チ実質問題ニヨリテ許否ヲ決スベキモノニシテ法規上ハ問題トスル必要ナカルベシ」との意見が述べられ、議長（小野塚喜平次総長）からも「評議員多数右ノ意見ニ異議ナキガ如シ但シ此度ハ非公式ノモノト諒解セラレタシ」¹³⁾との見解が示された。

この審議を受けて、続く三月一三日の協議会では元文学部学生二名の再入学の件が審議され、宇野委員より説明が行われて異議なく許可決定された。有罪判決を受け執行猶予期間中の退学者の復学は、東大でもおそらく初のケースであつたと思われる。庶務課作成の簿冊「特秘関係」に収められている、文学部長から総長宛に提出された上申書には、両名の経歴が次のように記されている。なお本稿では被処分学生の個人名について、学内文書のような公刊されていない資料によって知り得た場合にはイニシャルで表記した。

文秘第二一号

昭和八年一月十九日哲学科退学者

T · T

一、入学 昭和五年四月

一、退学 全 八年二月（依願）

一、昭和七年二月 検挙 二ヶ月間警察留置

一、全 四月 豊多摩未決監収容

十月 予審終結

一、全

保釈出獄

一、全 八年三月 判決二年刑執行猶予三年 但恩赦ニ依リ一年

半二減刑

一、全 二月 國民精神文化研究所ニ研究生トシテ在所中

昭和八年三月四日獨逸文学科退学者

O·T

一、入学 昭和四年四月

一、退学 全 八年三月 (依願)

一、昭和五年五月九日 三ヶ月間拘留

一、全 八月九日 治安維持法違反トシテ起訴収監

一、全 七年十二月二十八日 予審終結有罪ト決定

一、全 八年二月四日 保釈出所

一、全 十一月七日 公判開廷

一、全 十一月九日 判決二年刑執行猶予二年 但恩赦ニ依

リ一年半二減刑

一、全 十一月 所中

右二名今般別紙ノ通來学年ヨリ再入学致度旨願出候ニ付本学部教授会ニ於テ審議致候処再入学許可致度見込ニ有之候就テハ如何取計可然哉此段相伺候

昭和九年二月二十三日

東京帝國大學文學部長 宇野塙喜平

次 殿

一九三三年度にはあわせて五名の復学が許可決定され、いずれも三四年四月から通学を再開した。

翌三四年度の協議会では、三五年二月から三月にかけて九名(法

一・医一・文三・理一・經三)の復学が許可決定された(表1参照)。

復学者の多くは共産党あるいは共産青年同盟に加盟した経歴をもち、三四年度に復学が決定した九名のうち、七名が起訴のうえ執行猶予付の懲役刑を言い渡されていた。

また一名は検挙後に起訴留保となるも、拘留によつて修学が不可能となり授業料未納のため除籍、一
名は司法処分歴は不明であるが依

表1 東京帝大における思想関係処分学生数

年度	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
退学・諭旨退学	1	6	1	0	2	0	2	1	0
停学	1	2	10	23	5	0	1	0	0
本学年停学	2	30	17	20	0	0	0	0	0
停学解除	不明	不明	不明	3	19	4	1	0	0
謹責	不明	不明	不明	2	0	0	0	0	0
退学者の復学	3	0	0	5	9	19	7	6	4

* 「評議会記録」より作成、処分者のうち不正行為・右翼関係と判明するものは除く。

願退学している。前年度と同様に、評議会の審議にあたつて各学部

から総長宛に提出された上申書が「特密関係」に綴り込まれており、そのなかでは経済学部からの上申書が復学に至るまでの経緯を比較的詳述しているので例示しておく。

元経済学部学生G・S再入学ノ件

G・S

右者昭和四年四月本学部経済学科ニ入学シ同八年九月八日家事上ノ都合ニヨリ依願退学シタルモ右ハ形式上ノ事由ニシテ同人ハ在学中共青学内細胞トシテ学ノ内外ニ亘リ左翼運動ニ活動シタル為同七年三月検事局ヨリ起訴収容（此間一年六ヶ月）セラレタルモノニシテ裁判ノ結果転向ヲ認メラレ同八年九月五日懲役二年執行猶予四年ノ判決ヲ受ケタルモノナリ

保釈出所後ノ本人ハ只管謹慎シ屢々小職及ビ竹内学生課長ニ面談ヲ求ムル都度訓諭ヲ為シツ、アルガ今ハ全ク誠意勉学ニ親シムベキヲ誓ヒ亦特ニ竹内学生課長ノ厚意ニヨリ豊原東京府職業紹介所長ニ紹介サレ就職上ノ指導ヲモ受ケ昭和九年四月ヨリ失業救済事業ニヨル東京府派遣員トシテ現在本学図書館ニ勤務中ナリ

右ニ依リ小職及ビ内学生課長ノ見ル所同一ニシテ改悛ノ状顯著

三 転向者団体

ニシテ且ツ学生ノ本分ニ戻リタルモノト認メラル、ニ付本年四月ヨリ再入学許可相成候様致度教授会ノ議決ヲ経テ此段上申候也

昭和十年二月五日

東京帝国大学経済学部長 土方成美

一九三五年度には一二月の段階で二七名が再入学を希望し、学生課は「何分範囲が大量にわたるのでこぶる慎重を期して毎日二、三名宛直接面会してその心情を調査」のうえ、「四月までには危険域を脱した人を何とかして出来る丈多く許可するつもりだ」との見通しを示した。結局、同年度末の復学許可者は一九名に達し、一般紙にも大きく報じられた。それだけ東大に思想問題による退学者が多かつたとはいえ、転向から復学に至るまでの措置に、学生課をはじめ大学当局が積極的にとりこんできた結果といえるだろう。こうして三三年度から三八年度までに通算五〇名の復学が認められて、そのうち四二名が復学後三年以内に卒業していることが確認できる。⁽¹⁾くわえて、評議会では扱われず記録も未確認ではあるが、

退学後に改めて入学試験を受けることを認められ、他学部に新入生として入学し直す学生もいた。三七年四月には「入学許可留保中なり思想関係学生三名の大学新入学、及一名の大学院新入学をも併せ許可」⁽²⁾されたという。

以上のよう、退学した学生が復学するためには、停学の解除の場合と同様に、評議会や学部教授会での許可に先だつ学生課の指導が鍵を握っていた。また、一九三四年四月から復学したT・TやO・Tのように、国民精神文化研究所や帝国更新会思想部、大孝塾

といった転向者受入れ団体に入所し、一定の研究・修養期間を過ごすことも復学の重要な条件であった。本節では東大生が所属した主な団体についてみていく。

(1) 帝国更新会思想部

帝国更新会は、一九二六（大正一五）年に起訴猶予者・執行猶予者の保護団体として創設され、一九三一（昭和六）年一二月から思想犯の保護事業を開始した。会員として保護される転向者の数は年々増加し、三四年一二月には思想部が設置され、自らも転向者であり保護された経験をもつ小林杜人が思想部の主事となつた。小林によれば「私の更新会での仕事は、思想事件に連座した人びと」に対する「転向の立場から身元引受けや裁判への協力であり、また同時にそれらの人びとの職業の問題、復学、復校の問題等についてできうるかぎりの協力を」おこなうことであった。そして転向学生の復学のために「更新会は帝国大学竹内良三郎学生課長、その他の大学学生課、および文部省伊藤（延吉、引用者注）思想局長らの協力を得て努力」した。帝国更新会理事であつた梅地慎三成蹊高等学校教授も、「学生の復校に、入学に、また就職や一身上の相談に親身の援護と助言を」¹⁹与えた。

更新会思想部の事業には、研究並修養・職業紹介・職業補導・弁護士紹介其他・授産事業・生業育成・相談部・図書部・学生部・融和部・企画部が挙げられており²⁰、国民精神文化研究所や大孝塾といった他団体との連絡もはかられた。学生部の事業である「復校並

就学手続中であるが、帝大へ四名、早大へ一名、商大へ一名は既に復学を希望していたことから大きな比重を占めるようになった。三五年三月の時点で、「現在会員中、帝大へ七名、早大へ一名、商大へ三名がそれぞれ復校を出願して居り又東北帝大へ一名其他へ二名が内定」²¹との成果が報告されており、学費補助のための翻訳部や筆耕部もおかれた。

三五年一〇月一九日、更新会思想部は竹内東大学生課長・石井勲同学学生主事・小川義章文部省督学官を招き、官立大学に籍のあつた転向学生二二名との座談会を開催した。ここで竹内は以下のよう訓話を述べている。

諸君が転向された以上、我々当局者の者は、一つには教育的、二つには日本精神、三つには君らは我々の学校から出たのであると云ふ立場から、再び立派な人に仕立てて社会に送り出すのが教育者としてのつとめであると信じて、復校を許すのである。転向学生で復校を希望する者には全部復校を許したいのであるが、幾多の事情のために我が帝大では検事局、保護団体等によつてその転向が確実である事を認められた者に限つて、復校を許可し社会に送り出してゐる。諸君の復校は、我々と学生諸君との長い間の接触を通じて、諸君の言動を詳さに觀察した上で為されるのである。その接觸の時間が永いからといって諸君は意氣を沮喪させてはいけない。諸君の将来の途は拓けてゐるのだが、たゞ諸君自ら

がこの意氣消喪によつてその門戸を鎖してゐる実状に、十二分の反省が必要である。⁽²⁴⁾

先述のように、東大評議会は三六年二月から三月にかけて、あわせて一九名の復学を許可した。これらの復学者あるいは改めて試験を受け入学した者のうち、一二名が更新会思想部の会員であつたという。⁽²⁵⁾

(2) 国民精神文化研究所

国民精神文化研究所は一九三二年八月、「国民精神文化ニ関スル研究、指導及普及ヲ掌ル」（国民精神文化研究所官制）ことを目的として、文部省所管のもとに設置された。同研究所は研究部と事業部によって構成され、そのうち事業部には師範学校・女子師範学校（のちに中学校も加わる）の教員を対象に研修指導をおこなう教員研究科と、「大学、高等学校、専門学校ノ学生又ハ生徒ニシテ思想上ノ理由ニ依リ其ノ学籍ヲ喪ヒタルモノ」⁽²⁶⁾を受け入れ、思想上の指導を与える研究生指導科が置かれた。研究生指導科は三二年一一月から研究生の受け入れを開始し、三三年三月末段階での入所者は一〇名で、その出身校は東大・京大・東京工大・静岡高校が各一名、東京高師・立教大予科・岩手医專が各二名であつた。研究生指導科における活動は次のように紹介されている。

個人的研究及び指導、講義或は共同研究をその日課とし、研究

所内に磅礴する日本の精神、山本（勝市、引用者注）先生の個人的指導、紀平（正美、同前）先生始め諸先生の講義等により、永く在所せるものは概ね理論的にも感情的にもマルクス主義を清算し、完全にその思想転向を認められる状態であり、又研究生間に他よりの指導を俟つことなく進んでマルクス主義批判の徹底、日本精神の闡明に努力せんとする雰囲気が醸成せられ居る（中略）個人研究は概ね午前中の時間を以て之に充て、入所当初は主として理論的方面よりのマルクス主義の批判に力を注がしめ、次いで日本精神東洋精神の研究に入らしむる様指導してゐる。⁽²⁷⁾

三三年九月には京大の一名、一〇月には岩手医專の二名が、それぞれ「成業」を認められて復学・復校を許可された⁽²⁸⁾。一九三五年一月の時点で、「入所を許可した者四十四名、聽講のみを許可した者六名、成業した者十四名であつて、右の内復学乃至他校に新入学した者は合計二十名に上つてゐる」⁽²⁹⁾と報告されている。研究指導科の事業が中止される一九三八年九月にまでに、研究生あるいは講生として在籍した者は八一名⁽³⁰⁾、そのなかで出身校の判明している四五名中東大出身者は四名で、うち三名の復学が評議会記録により確認できる。

学生の側が国民精神文化研究所をどのようにみていたかについて、文芸評論家の小田切秀雄が次のように記している。小田切は府立高等学校在学時の一九三三年五月九日に検挙され、八月二二日まで拘留、起訴猶予となつたのち学校から諭旨退学の処分を受けた。

諭旨退学というのは、自分で退学届を出して退学するという形での放校で、しばらく静かにしていてまたどこかの学校へはいるつもりだったから（まだ高校一年になつてまもない時期だったのだから）、放校そのものとすこしがつた扱いだったのを喜んだが、やがて国公立の旧制高校ではいちどそこを追わされた者はどこでも受け入れないということがわかつた。文部省がつくった国民精神文化研究所というところに一年だか二年だか通つて洗脳を受けると、もとの学校へ戻れるかまたはほかの国公立へはいれる、ということだったが、札付きの御用学者の集まつたそんなところに通うという気はどうしても起らなかつた。⁽²⁵⁾

郡小金町に開設された大孝塾道場において「大学生其他知識階級の左翼思想犯収容者」を対象に、「修養団の形式により、坐業を為し、研究を為し農業を為し（中略）當時五、六名乃至十数名の収容者が」在籍していた⁽²⁶⁾。一九三六年に行われた調査では会の現況が次のようく報告されており、復校後も在籍している学生が二名いることがわかる。

大孝塾 千葉県東葛飾郡小金町久保平賀
保護思想犯累計 三一名（転向者ノミ）

現在保護シツ、アル者 転向者 直接保護十三名

失業中ノ者 四名
就職セル者 九名

現保護中ノ転向者ノ就職経路
貴会ニテ直接紹介又ハ斡旋シタルモノ

十三名

現保護中転向者の就業類別

教化・保護ニ從事スルモノ 一名

著述ニ関スル仕事ニ從事スルモノ 六名

其ノ他学生（復校者） 二名⁽²⁷⁾

（3） 大孝塾
財団法人大孝塾は、一九三四年三月、「人類天稟ノ本性ヲ發見シ吾人ノ伝統的精神ヲ再認セシムル為メ特別ナル研究所ト修養ノ道場トヲ設ケテ學問ノ考究及實行実働ノ鍛錬ニ依リ健全ナル思想ト人材トノ普及ニ努力スルコト」を目的として発足した。司法次官皆川治廣が理事長に就任し、（一）研究所及修養道場の經營、（二）思想事犯關係者の更生輔成、（三）思想關係保護事業家の養成を事業とした⁽²⁸⁾。このうち最も成果のあがつたものは（二）で、千葉県東葛飾

月に依願退学となつた。三四四年一〇月に懲役二年執行猶予三年の判決を受けた後、三五年五月より大孝塾に入塾し、ついで同年一一月より医学部生理学教室において「永井教授監督ノ下ニ作業ニ従事セシメタルニ改悛ノ状顯著ナルモノアリ竹内学生課長ニ於テモ向後何等危険ナキモノト認メ」られた結果、医学部教授会を経て三六年二月二十五日の評議会において復学を許可された。おなじく医学部学生

で共青を経て全協で活動し、三三年五月に除籍となつたN・A（一九三〇年入学）は、三六年四月、控訴審において懲役二年執行猶予三年の判決を受け、同年二月より「大孝塾道場ニ起居シ専ラ謹慎ノ生活ニ入ルト共ニ自己修養ニ精進シ居レル一方本学学生課ニ於テ直接指導シ來タレル結果改悛ノ情頗顯著ナルモノアリテ」、三八年三月二二日の評議会において復学を認められている。

（4）同友会

前出の三団体が官製あるいは司法官僚の主導によつて設立されたのに対し、同友会は思想犯の自主的組織として一九三五年一月、関西在住の転向者によつて大阪本願寺成功館内に設置された。事業内容は（一）収容保護、（二）就職斡旋・授産、（三）職業教育、（四）修養会その他各種集会、（五）冠婚葬祭、（六）家族保護、（七）医療など、帝国更新会思想部と似通つてゐるが、「思想犯によつて全く自主的に設立され、且つ運営された」点が他の団体と異なる特徴であつた^{⑧9}。

東大出身者では、山本彬（一九二九年法学部入学）が同友会の会

員となつていた。山本は一九三一年から共青に加入し東大細胞組織部責任者をつとめ、三三年一月に検挙され四月起訴、翌三四四年一〇月、東京地裁において懲役二年執行猶予五年の判決を受けた。この間、時期は定かではないが大学を依願退学している。山本は復学を目標とすることについて、次のように述べる。

私自身いかに転向を決意し、又近親知友がそれを諒として居つても直ちに社会的に私の転向が認められると云ふものでもない。仮令一部は認められたとするも、だから直ちに相当な職業に就き得るとするのは早計である。社会には種々の約束や相互の掣肘、遠慮が働いてゐる故、私の経歴を以て職に就く迄に一年を要するか二年を要するかは全く不明である。とすれば、私の家庭は幸ひに恵まれてゐて直ちに働かねば明日の生活に困る程でもないから、復学が許可されるならばこの期間に学校を卒業して初志を貫徹し、その事を転向の一つの実として示す事は私の将来の生活のために有利ではないか。況して卒業が父と亡き母に対する不孝の万分の一を償ひ得るとするならば。斯くて、私は復学の方針を樹てそれに沿つて復学迄の生活を準備する事に決意した^{⑨0}。

そこで山本は、「学校諸先生に絶えず接触する意味から、その間東京で何等かの職に就き傍ら復学後の勉強の準備をする考へで、学生課の竹内先生並びに帝国更新会の斡旋で府の職業紹介所から知識階級失業救済事業関係」の職業紹介を受けたが、家族からの要望な

どのため郷里の大坂に留まつた。求職活動のために同友会に入会するも、「創立早々のため職業紹介所方面との連絡もまだ確立して居らず（略）知識階級職業紹介の方面はまだ充分に開拓されて居らぬため私に格好の職」はなく、国防普及同志会本部事業部の石鹼行商に従事することになった。その後、同友会の活動や大阪府警特高課主催の思想犯座談会などに参加し、大阪府警の紹介で編集・調査の仕事に就いた。三六年二月二十五日には評議会において復学が許可され、翌三七年三月に山本は法学部法律学科を卒業した。

法政大学大原社会問題研究所蔵「同友会の記録」には、各会員の経歴や職業、生活実態などを記した調査表（一九三六年）が収められており、そのなかで山本は「現在の心境」の記入欄に、「理想主義的自由主義」と記している。また山本は、「私は多くも深くも知らないが、所謂日本主義陣営に参加してゐる転向者は、私の見聞する限り多く左翼くづれの浪人型であつて、眞面目に生活を営む意志と、その中に希望を見出ださうとする眞面目な努力を失つてゐる様だ。眞実の日本主義とは斯かるものではないであらう」⁽²⁴⁾と、日本主義流行の風潮を批判している。当時の同友会や帝国更新会思想部において、転向者への思想的締めつけ——日本主義の称揚——が、それほど厳しいものではなかつたことを示していると思われる。

四 学生の声——同人誌『東大春秋』

前掲の山本彬に関する史料は、同友会の調査資料と帝国更新会編の刊行物である。したがつて当時の転向者の本音が記されていると

は限らず、拘留期間中に書かれた上申書などはなおさらであろう。

左傾から転向に至るまでの過程を記した史料には『左傾学生徒の手記』（文部省学生部・思想局編）などがあり、東大学生課による『昭和九年中に於ける本学内の学生思想運動の概況』にも「左翼思想清算の推移過程を示す手記美例」が収録されているけれども、転向した後の停学解除あるいは復学までの経過を記した記録は少ない。やはり転向という経験が、停学解除や復学に至つても学生に少なくならず心の傷を残していたと思われる。例を挙げると、共青東大細胞の指導者として活動し共産党員であつた佐々木恵真（一九三二年文学部国史学科入学）は、一九三三年五月に検挙され一二月に起訴のうえ市ヶ谷刑務所に未決収監された。大学は三四四年三月三一日付で依願退学となつた。収監後一年以上を経て、佐々木は転向による出獄を決意する。

市ヶ谷刑務所には一年半いた。仲間から転向をすすめる手紙や伝言が届けられたが、これは無視した。私が出獄の道を自分で選んだのは、三五年二月頃である。（中略）

上申書を書いた。一回目は天皇礼賛がないとつき返された。自らが選んで乗つた船とはいえ、自分の手でそれを書くことは、身を切るより堪えがたい痛恨の屈辱であつた。

三五年五月に出獄した。刑は二年、執行猶予五年であつた。

（中略）私が獄中で考え抜いたと思ったことは完全に甘かつた。共産党中央は壊滅していく。私のとつた行為は、自分の意思はど

うであれ、理論的・政治的に未熟であつたとはいえ、党に対する変節であつた事実に変りない。³⁵

出獄した佐々木は、三六年二月二十四日の協議会において復学を許可され、三八年三月に卒業した。判決後から復学、さらに卒業までの期間をいかに過ごしたかについて佐々木は記録を残しておらず、それだけ転向から復学への過程においても「身を切るより堪えがたい痛恨の屈辱」が続いていたことは想像に難くない。

当時の転向学生の声を反映した資料に、同人雑誌『東大春秋』がある。『東大春秋』は滝川事件抗議運動の発生から一年が経った一九三四年五月に創刊され、第四巻第一号（一九三七年五月）まで発行が続けられた。法学部に在学していた丸山真男が寄稿しており³⁶、『丸山真男集』第一巻（一九九六年 岩波書店）の解題では、「『東大春秋』は東大消費組合が発行した、東大の学生を主な対象とした「総合文化雑誌」と紹介されている。けれども原本奥付や編集発行にあたった市川文三の回想を見る限り³⁷、東大消費組合ではなく同人たちによる東大春秋社が発行主体である。とはいえ消費組合のメンバーも積極的に寄稿しており、同組合図書部発行の『図書評論』にも市川が寄稿するなど両者の人的交流は親密だったと思われる。

市川文三（一九三一年経済学部商業学科入学）は、プロレタリア科学同盟や共青に加盟し、共青東大細胞発行の『赤門戦士』やプロ科東大細胞発行の『東大文化』の編集に携わった。一九三二年頃に検挙されて起訴猶予の処分を受け、拘留のために一年遅れて三五年

三月に卒業した³⁸。『東大春秋』の同人や主な寄稿者には、共青や共産党東大細胞などに所属し、あるいは滝川事件に関連するなどして、三二二年から三三年にかけて検挙された者が少なからず含まれていた。したがつて彼らのほとんどは、検挙拘留や停学などの間に何らかの転向を経験していると思われる。創刊号に掲げられた「発刊の辞」は、次のように記されている。

山河が緑を帯びる頃、生きとし生けるものは、自由の喜びに身を打ちふるはせる。そして叫ぶ——サア俺達の時代だ、と。

灰色に閉された天地が新たに開明の鼓動をうち始めたのだ。だのに我々の大学は尚ほ眠れるが如く、喪服を着せるが如くである。弔鐘は高鳴つてゐるが、百年の深い眠りを醒まさうとはしない。

その上悲しい事に今大学は乾燥してゐる。飢えたる者にはパンを、旱からびたる花園には水を与へなければいけない。

栄養不良と沈滯の荒野に、嵐は殊更烈しく当るものだ。二つの激しい思潮が果して浪高く学の深窓を犯し、泥濘は打上げられて荒廃更に甚しきを見るのである。

文化的土を盛り上げよ、そして絢爛たる花園をその上に築け。さすれば縊激なる浪は引いて、その禍根は永久に取除かれるであらう。文芸界、科学界に復興が唱へられつゝある。大学にのみルネサンスの杖は叩かないものであるか？

そうではない！

新しい時代——大学の復興^{ルネサンス}がその赤い絵帽子を地上に現はしてゐる。ハイネが言ふ、婦人に新しい肌着と新しい思想とを着せなければならぬ春が訪れたのだ。

かうして我々の第一歩が始まる。夫は成程貧しいかも知れない。しかしそれが何だらう。

春秋豊かに未来を約束する人々よ、

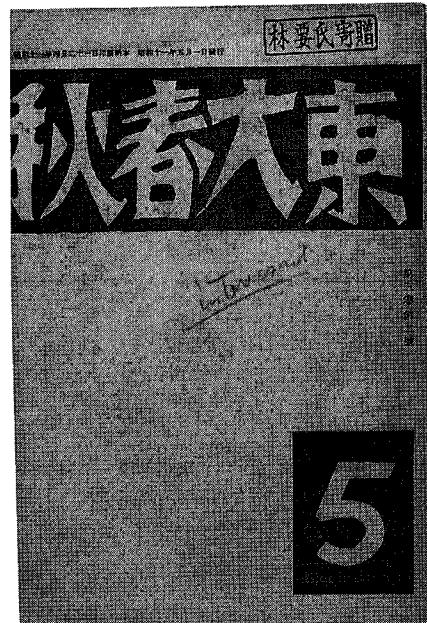
嘲笑や罵言、逡巡や非難を職業として徒らに市井の野人凡俗の輩となる事をやめよ。
手に手をとり、共に俱に轡を並べて進むならば、やがて光明は展け……かくして我々の齋らす新なるルネサンスは大学の弔鐘を深く沈黙せしめるであらう。

一九三四年春の日

滝川事件以後、沈滞する東大の学生運動の状況下に『東大春秋』が出発したこと、こうした状況に同人の学生たちが決して甘んじてゐるわけではないことを、「発刊の辞」は示している。創刊号は一四二頁、定価三〇銭、発行兼編輯人は江上照彦で、巻頭論文「英國労働者階級と社会主義——一九世紀以降一九一八年に至る一つの社会思想史的研究」も江上が執筆している。江上は一九三一年経済学部入学で市川文三とは佐賀高等学校以来の友人であった。並んで掲載された論文「金本位制の経済学（貨幣篇）」の筆者天野文夫は、市川の筆名である。このほか『プラウダ』記事の訳載や、ナルブ

（日本プロレタリア作家同盟）の解散を論じた「荊の文学」（岩崎澄夫）、田宮虎彦による文芸時評や、戯曲、「本郷喫茶店紹介」、くだれた投稿記事欄など多彩な誌面構成となつてゐる。市川は「単純な学術・文芸の同人発表誌であつた。ただ幅の広さの中にもそこはかとなくアカデミックな進歩性を志向するものであつた」³⁹と顧みてゐる

ですから。(中略) それでは転向者が三度転向する活発な学生生活を果敢にはじめて下さい。



【『東大春秋』1936年5月号、法政大学大原社会問題研究所蔵】

のよう激励した。

大学生となつた以上は、大学が昼夜を問はず振りかけて来る魔^マ醉^マ剤に抗して、よく大学の本質を衝き、そこから益々頭脳を鍛え上げて行くと共に、動乱や銃声に対する配慮を怠りなく、十字架を負はないインテリゲンツィアの典型に転化して行つたら素晴らしいと思ひます。十字架を負つた転向者が十字架を振りするべく再出発したのならば、未だ十字架の責苦を知らなかつた前よりも、ずつと強靭な肉体が出来上つてゐるのですから、君が僕等に対しても又指導的な立場に立つても少しも怪しみません。僕等は武装しなければなりません。——あらゆることに対しても。(中略)

復讐をしようぢやないですか。余りにも迫害し続けられて來た君は變りはないと思ひます——の人々が尚戦はんがために、その負

これに対する応答として、第三卷第三号(三六年六月)には老新入生「岩崎兄に答ふ」が掲載された。この筆者は「唯今の僕のありのまゝ」を、「實に醜惡で、哀れむにさへ足らぬ姿」と自嘲している。しかしながら、「今の僕は無力です、恥すべき者です。がこれ以下にはなり下がりたくない。否、真に人間らしい生活をしたいと言ふ気持ちは持つて居ることを忘れないでいたゞきたいのです」と述べ、岩崎が「實に親切に、そしてはつきりと忠告してください」とことに感謝し、「兄の言葉の端々を手がかりとして、漸く僕は自分自身の本体を模索しようとして居ます」とした。そして筆者は、転向者を戦争で「負傷して戦闘能力を失つた人々」にたとえて、「唯こゝで考へねばならぬことは戦意を失つたこの人々は即ち敵であるとの断定に基いて処分する前に一応考慮の余地はないでせうか」と問い合わせる。

傷した身体を乗り越えて進むこと、それによつて更に肉体的苦痛を増すことは何とでもして忍び得るのではないかと想像されるのです。その肉体的苦痛よりも、味方の側から敵として取扱はれることの精神的苦痛こそが本当に深刻な苦痛なのでせう。

岩崎と「老新入生」に共通しているのは、転向して運動を離脱してもなお、進歩的マルクス主義的な世界觀を維持し、挫折を経たなりに何ができるか、という考え方である。つまり「十字架を負つた転向者が十字架を振りてるべく再出発」すること、「その負傷した身体を乗り越えて進むこと」を志向しているのである。彼らは検挙や拘留、学生課との面談や転向者施設での教育を経験しながらも、根底にある思想を放棄したわけではなかつた。そうした学生たちの拠りどころを、『東大春秋』は形成していたのである。二・二六事件後まもない三六年五月一日に発行された第三卷第一号の「編輯後記」には、同人の氣概が示されている。

この後記が書かれた一九三六年の前半は、フランス人民戦線内閣の登場やスペイン内戦、コミニンテルン第七回大会の動向などが伝えられ、人民戦線・反ファシズム統一戦線運動が論壇でさかんに紹介された⁽⁴⁾。けれども、この反ファシズム的空気は長く続かなかつた。同年九月七日に開催された特高課長、外事課長会議において、内務当局より「反ファッショの名にかくれて共産主義運動を行はんとするが如き人民戦線運動は断乎制圧取締まる方針である旨」⁽⁵⁾が示され、広範囲にわたつて反ファシズム運動への弾圧が進められた。『東大春秋』も、第三卷第四号（一九三六年八月）に掲載された記事が「反戦的記述ヲ為セルニ因リ」削除処分を受け⁽⁶⁾、その後は発行もままならなくなり、わずか一六頁の第四卷第二号（一九三七年五月）が最終号となつた。転向者が「その負傷した身体を乗り越えて進むこと」は許されなくなつたのである。

五 おわりに—今後の課題とあわせて—

一九三六（昭和一二）年一二月五日、共産党再建準備委員会に關係した嫌疑で全国一斉検挙が行われ、検挙者は一五府県六三三人に及んだ。このとき検挙されたひとりである立花敏男は、第二節で紹介し、三四四年三月に復学を許可された「T・T」である。

立花は東大在学中の一九三一年より『無産者新聞』の発送に従事し、三二年二月検挙、同年四月に起訴され三三年一月に依願退学となつた。その後、国民精神文化研究所を経て三四四年度より復学し、三五年三月に文学部哲学科を卒業した。三五年一〇月頃に政治経済に之を敵として闘つて行く決心である。

研究会を発足させ加藤勘十らを参加させようとしたが、「労農派」と「正統派」の対立のため失敗したという⁴³。翌三六年五月、立花は小岩井淨を所長とする日本政治経済研究所の結成に参加し、機関誌『大衆政治経済』の編集兼発行人となつた。同時に『労働雑誌』の編集にも参加し、同誌の編集をしていた内野壯児との接触を深めた⁴⁴。

『大衆政治経済』は三六年一〇月・一一月・一二月の三号が発行され、発行部数は一五〇〇とされている。誌面は、小岩井所長による巻頭の「時局概説」、政治経済や労働問題に関する調査研究、プラウダ等の記事を訳載した世界情勢、工業生産や貿易・労働力・労働争議などの諸統計、国内や海外の政経日誌などで構成された。『海外政経日誌』ではスペイン内戦の動向を、「社会運動日誌」では労農組合間の統一戦線運動を詳細に伝えるなど、『労働雑誌』と同様に人民戦線の紹介と啓蒙につとめた誌面となつていて。立花は長期にわたる拘留の末、一九三八年三月五日に再び起訴された。立花と同じく国民精神文化研究所に入所していた大谷喜佐治（姫路高校出身）や、東大の卒業生ならびに大学院生など日本政治経済研究所の関係者も、いずれも起訴もしくは起訴猶予処分をうけた。

こうした事態について、転向誘導と復学を推進してきた東大当局がどう考えていたかを示す史料は、現在のところ未見である。先に述べたように転向者を取り巻く統制は、三六年半ばより格段に厳しくなつた。三六年一一月には思想犯保護観察法が施行されて全国二二カ所に保護観察所が設置され、ほとんどの転向者が観察下におか

れた。東大の竹内学生課長・石井学生主事らは東京保護観察所の嘱託保護司を委嘱された。すでに設置されていた官製・民間の転向者団体も観察所の傘下に置かれ、団体の自主的な機能は弱体化していった。帝国更新会思想部の小林杜人は観察法の施行を一応歓迎しながらも、転向者に対する統制強化への危惧を繰り返し述べている⁴⁵。国民精神文化研究所は、その目的が転向者の再教育から「天皇制ファシズム・イデオロギーを担い、全国的に浸透させていくサブ・リーダーの大量育成という積極の方策に移動していったため」⁴⁶、一九三八年九月に研究指導科の事業を中止した。大孝塾は三九年五月、司法省を背後にもつ財團法人昭徳会（三五年九月設立）に接収された。転向者の自主的団体であった同友会も、三七年三月に官製の財団法人誠明会が発足するとともに消滅した⁴⁷。

また、「コム・アカデミー事件」（三六年七月）、「人民戦線事件」（三七年一二月）などを経て治安維持法の適用が広範に拡大され、さらに日中戦争の開始を契機として、転向のハーダルはより高く設定された。転向者であるからには国防献金運動への参加など「尽忠報國」の姿勢を示すことが求められ、戦争への積極的協力をもつて転向の証明と考えられるようになつたのであるが、その実態については機会を改めて検討したい。

本稿執筆当初の目的は、思想犯学生の処分や復学に対する大学当局、とくに学生課の対応について事実関係を解明することにあつた。東大評議会記録等の資料は、法人文書ファイル管理簿から検索し、東京大学の「情報提供サービス」により利用することができた。閲

覧利用のうえで種々の制約はあるが、評議会の前段階にあたる学部

教授会の議事録および添付資料などを参照すれば、より実態が明らかになるであろう。

けれども戦前・戦中期の学生課作成文書は、法人文書ファイル管理簿等で存在を確認することができず、大学史史料室にも移管されていない。したがつて学生課の動向については、「帝国大学新聞」や転向者団体の諸資料等に多くを頼らなければならなかつた。当時

学生主事で後年東大事務局長もつとめた石井勲は、「学生課は終戦時にピラ、書籍、記録等の全部を蚊帳に包んで、病院の脇で燃してしまつたそです。私がここの学内におけるのにね」⁴⁸⁾と証言している。今後は滝川事件で東大と同様に抗議運動が昂揚した京都大学や東北大学をはじめ、他の高等教育機関に残されている学生関係資料の調査も求められるであろう。

筆者の知る限り、各大学での学生課や学生部が作成した資料の保存は必ずしも実態が明らかではなく、したがつてアーカイヴズ・セクションへの移管や法人文書ファイル管理簿への記載など、公開にむけての準備も進んでいないようである。プライバシーに関わる記録が多く、取り扱いに注意を要することは勿論であるが、それぞれの時代における学生の活動が、その大学にとつての重要な歴史であることはいうまでもない。安易な廃棄や記録隠しがおこなわれるることなく、適切な公開がのぞまれる。

補注

(1) 一九三六年一二月六日、東京保護観察所で開催された研究会において協議決定された、思想犯転向の「第五段階」。司法省

刑事局『左翼前歴者の転向問題に就て』(思想研究資料特輯第九五号、一九四三年八月)より援用。

(2) 司法省刑事局『最近に於ける左翼学生運動』思想研究資料特輯第八五号、一九四一年五月。

(3) 文部省思想局「彙報」、「文部省思想局思想資料集成」第二六卷 日本図書センター 一九八一年。三三年五月段階の共青東大細胞メンバーは五〇名近くだつたという(滝川事件東大編集委員会編『私たちの滝川事件』新潮社 一九八六年)。

(4) 「帝国大学新聞」一九三三年一月六日。

(5) 「竹内良三郎名誉教授 略歴・著作目録」『松商短大論叢』第二六号、一九七八年一月。
学蔵。

(6) 「石井勲氏談話記録」(第二回 一九七六年三月一五日)、東京大

要 第四号 一九八三年七月。

(8) 『読売新聞』一九三三年一〇月三一日。

(9) 「評議会記録」(東京大学総務部総務課蔵)によれば、一九三

一年三月三日に二名、二十四日に一名の再入学が許可決定されている。三日の評議会では、学生が在籍していた学部の学部長より「本人ノ改悛ヲ認メタル事情ニ関シ報告」があり、続

いて各委員から意見開陳があつたのち、「採決の結果多数ヲ以テ再入学ヲ許可スルニ決」した。他方で『帝国大学新聞』（一九三一年三月三一日）は、「退学となつた法学部学生一名、自發的退学をした法学部学生二名、経済学部学生一名」の四名が復学したと報じている。

- (10) 前掲文部省思想局「彙報」二二号。
- (11) 上杉正一郎（一九三三年経済学部入学）は共青に加盟して滝川事件にも関わり、三四年・三五年の二度にわたり検挙拘留された。二度目の検挙で三五年七月に起訴猶予となつて釈放された際、父（上杉慎吉東大法学部教授、二九年死去）の友人である中田薰法学部教授より、「処分されるといけないから、学校をやめたらどうだ」とすすめられ、同年三月末付で依願退学した。翌三六年、上杉は京都帝国大学経済学部に入学し三九年三月に卒業した（『追想 上杉正一郎』産業統計研究社 一九九一年）。
- (12) 『帝国大学新聞』一九三四年三月五日。
- (13) 東京大学総務部総務課蔵「評議会記録」。
- (14) 『帝国大学新聞』一九三五年一二月二三日。
- (15) 『東京大学卒業生氏名録』一九五〇年三月調。他に一名が復学後四年で卒業、他の六名は確認できなかつた。
- (16) 前掲文部省思想局「彙報」第四七輯、『文部省思想局思想資料集成』第二七巻。
- (17) 小林杜人「転向期」のひとつ——治安維持法下の活動家群像
- (18) 『帝国更新会月報』一四号、一九三五年二月二〇日。
- (19) 『帝国更新会月報』一五号、一九三五年三月二〇日。
- (20) 『更新』二三号、一九三五年二月二〇日。
- (21) 『更新』二七号、一九三六年三月二〇日。
- (22) 『研究生指導科研究生規程』『国民精神文化研究所々報』一号、一九三三年六月。
- (23) (24) 前掲『所報』三号、一九三三年一〇月。
- (25) 『所報』七号、一九三五年二月。
- (26) 『国民精神文化研究所要覧』一九三九年三月。
- (27) 『私の見た昭和の思想と文学の五十年 上』集英社 一九八八年。
- (28) 法政への編入にあたつて小田切は予科長から、今後学生運動に参加するつもりはなく、文学研究に専念する旨の誓約書提出を求められた。「つまり私は一札いれたわけである。わたしてしまつてから、ああ、自分は一札いれてしまつた、もうどうにもならない、と思つた。しかし自分は嘘を書いたのぢやない、とも思つたが慰まなかつた。やはり屈辱は避けられなかつたのであつた。」（前掲『私の見た昭和の思想と文学の五十年』）。

——新時代社 一九八七年。『帝国更新会月報』（第一六号より「更新」に改題）には毎月の日誌抄が掲載されており、たとえば第一一号（三五年一月一〇日）には、小林の多方面にわたる仕事が記され、まさに八面六臂の活躍であつたことがわかる。両紙は長野県立歴史館蔵「小林杜人文書」所収。

- (29) 「財団法人大孝塾寄附行為要綱」 法政大学大原社会問題研究所蔵。
- (30) 長部勤吾「思想犯の保護について」 司法研究報告書第二一輯一〇、司法省調査課 一九三七年一二月。田嶋昌治「大孝塾道場、そして昭徳塾道場へ——松戸市小金にあつた治安維持法下の修練道場小史」『地域の歴史発見 歩き 聞き 調べる』 嶛書房二〇〇五年。
- (31) 法政大学大原社会問題研究所蔵 「同友会の記録」。
- (32) 丹羽道雄「『同友会』の記録——思想犯が作つた思想犯保護団体——」『運動史研究』6 一九八〇年八月。
- (33) (34) 山本彬「私の念願」、小林杜人編著『転向者の思想と生活』所収、大道社 一九三五年。
- (35) 佐々木恵真「闘いを支えた学内組織」、前掲『私たちの瀧川事件』所収。
- (36) フエリックス・ハレ「性犯罪の社会的原因」の訳（第三巻四号、筆名は高眞三郎）、「教授紹介輯（一）法学部」（第四巻一号、筆名は山野冬雄）。
- (37) 市川文三「山本鉄治と『東大春秋』」、前掲『私たちの瀧川事件』所収。
- (38) 市川の『みくさ教師一代記』（高文堂出版社 一九八三年）には、「大学三年の秋ごろであつたろうか。本郷一丁目あたりの路上で本富士警察署員（複数）に組みつかれてしまつた」。検挙後は友人や先輩の奔走もあつて「おかげで一月を出でずして
- (39) 前掲「山本鉄治と『東大春秋』」。
- (40) 大丸義一『日本人民戦線運動史』青木書店、一九七八年。拙稿「進歩的」雑誌と反ファシズム運動』『学習院大学史料館紀要』第七号、一九九五年。
- (41) 「東京朝日新聞」一九三六年九月八日。
- (42) 内務省警保局『出版警察報』第九四号、一九三六年七月。
- (43) 「治安維持法違反事件取調状況ニ関スル件」一九三七年四月二二日、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター蔵「石井勗関係文書」所収。
- (44) 佐和慶太郎「『労働雑誌』と内野壯児」「全協刷新同盟の問題内野壯児追悼集」（一九九一年 私家本）。『労働雑誌』は「労働者のキング」をモットーに反ファシズムの姿勢をとつた大衆啓蒙誌として知られ、一九三五年三月から三六年一二月まで発行された。三六年七月号の「編輯後記」には立花の名が記されている。内野はじめ『労働雑誌』関係者も、立花らと同じく二六年一二月に検挙された。
- (45) 伊藤晃『転向と天皇制——日本共産主義運動の一九三〇年代』勁草書房 一九九五年。
- (46) 宮地正人「天皇制ファシズムとそのイデオロギー——「国民精神文化研究所」を例にとって——」『季刊科学と思想』一九九

解放となつた」と記されている。となると市川の検挙は三三年秋となるが、記録では確認できず同年の時点で「赤門戦士」の編集にも携わっていないようである。

○年四月。

(47) 前掲「『同友会』の記録」。

(48) 前掲「石井勲氏談話記録」。

(くわお こうたろう 学習院大学)